

宇部市史作成に関する要領（案）

議案2

目的（基本方針より）

- ・本市の歴史を明らかにし、市民が本市への理解、愛着を深め、地域への誇りを醸成していける契機となることを目指す。
- ・郷土に関する歴史資料を調査、保存することにより、永く後世に継承し、その活用を図る。

- （１） 原稿（文章及び関連資料）は、可能な限り客観的かつ平易な、わかりやすい内容とする。
- （２） 原稿は、執筆者が執筆要領に従い作成し、各専門部会で調整した後、事務局へ提出する。
- （３） 原稿の提出は、原則としてデジタルデータで行い、データの形式や容量等については、内容に応じ事務局と協議する。
- （４） 原稿の監修作業は、市史編集会議での調整終了後、市史編さん委員会での調整を経て確定する。
- （５） 資料編は、通史編の編さんの過程で引用・活用した資料を中心に、収集した資料の目録を可能な範囲で掲載し、市ウェブサイトなどデジタルデータでの公開を前提とする。
- （６） 資料の公開にあたっては、所有者の許諾を得たものとする。
- （７） 編さん過程で収集、調査した資料は、適正に保存・管理するとともに、今後の地域史研究の参考資料として活用することとする。
- （８） 原稿の校正、図版・写真のレイアウト等の編集に関しては、事務局が委託した編集者がおこなう。
- （９） 発行の際には、写真や図版の活用など、ビジュアル的なコンテンツやデザインを重視したものとする。
- （１０） 発行の仕様は、別途定める。